

東京都公報

発行
東京都

目次

66

条 例

- 都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例……………（東京都教育委員会）…二
- 東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例の一部を改正する条例……………（都市整備局）…二
- 東京都病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例……………（福祉保健局）…三
- 東京都国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例……………（同）…三
- 東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例……………（同）…三
- 東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例……………（同）…四
- 東京都空港条例の一部を改正する条例……………（港湾局）…八

条例のあらまし

●都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（条例第八一号）

一 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める

政令の一部を改正する政令（平成三〇年政令第七一号）の施行に伴い、介護補償の限度額を改定します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例の一部を改正する条例（条例第八二号）

一 千代田区及び新宿区における町の名称の変更等に伴い、日影規制の対象区域の表示を改めます。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第八三号）

一 介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成三〇年厚生労働省令第三〇号）の施行等に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第八四号）

一 国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成三〇年政令第四九号）等の施行による国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三四年政令第四一号）の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例（条例第八五号）

一 女性福祉資金貸付事業の充実を図るため、修学資金及び就学支度資金の対象に大学院を追加します。

（例）修学資金

大学院に修学する期間中 月額一三二、〇〇〇円（博士課程 月額一八三、〇〇〇円）

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例 (条例第八十六号)

一 社会全体で障害及び障害者への理解を深め、障害を理由とする不当な差別的取扱いを解消し、合理的配慮の提供等を通じ、社会的障壁の除去の取組を一層推進するため、必要な事項を定めます。

(一) 都及び事業者の不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供を義務化します。

(二) 障害を理由とする差別に関する相談体制として、広域支援相談員を設置します。

(三) 障害を理由とする差別に関する紛争解決のための体制として、調整委員会によるあっせんに係る規定を設けます。

(四) 都は、情報保障の推進、言語としての手話の普及等共生社会実現のための基本的施策を講じます。

二 この条例は、平成三〇年一〇月一日から施行します。

●東京都空港条例の一部を改正する条例 (条例第八十七号)

一 東京都空港の利用に係る航空機が墜落した場合に、当該墜落により被害を受けた住民を支援するため、生活再建支援の措置に係る規定を設けるとともに、当該措置に係る経費を着陸料に付加します。

着陸料に付加する金額 三〇〇円

二 この条例は、平成三〇年八月一日から施行します。

条 例

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十年七月四日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第八十一号

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例 (昭和三十七年東京都条例第八十号) の一部を次のように改正する。

第八条の二第二項第一号中「十万五千三百十円」を「十万五千二百九十円」に改め、同項第二号中「五万七千一百十円」を「五万七千九百十円」に改め、同項第三号中「五万二千五百七十円」を「五万二千六百五十円」に改め、同項第四号中「二万八千五百六十円」を「二万八千六百円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例 (以下「新条例」という。) 第八条の二第二項の規定は、平成三十年四月一日 (以下「適用日」という。) 以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 適用日からこの条例の施行の日 (以下「施行日」という。) の前日までの間において、この条例による改正前の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第八条の二第二項の規定に基づく介護補償 (適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。) として支払われた金額は、これに相当する新条例の規定に基づく介護補償の内払とみなす。

東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十年七月四日

●東京都条例第八十二号

東京都知事 小 池 百合子

東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例の一部を改正する条例

東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例（昭和五十三年東京都条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二 一の項中「三崎町一丁目」を「神田三崎町一丁目」に改める。

別表第五 一の項中「三栄町」を「四谷三栄町」に改める。

附 則

この条例中別表第二 一の項の改正規定は公布の日から、別表第五 一の項の改正規定は平成三十年八月十三日から施行する。

東京都病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十年七月四日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第八十三号

東京都病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四百四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条から第八条までを一条ずつ繰り上げる。

第九条中「第七条」を「第六条」に改め、同条を第八条とし、第十条を第九条とする。

附則第三条を次のように改める。

（介護老人保健施設等における既存の病床数の算定等の特例）

第三条 病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可若しくは診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の

許可の申請がなされた場合又は法第七条の二第三項の規定による命令若しくは法第三十条の十二第一項において読み替えて準用する法第七条の二第三項の規定による要請をしようとする場合において、知事が当該申請又は命令若しくは要請に係る病床の種別に応じ医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の三十に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たっては、療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、平成三十年四月一日以後に当該病院又は診療所の療養病床の転換（当該病院又は診療所の療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設又は介護医療院の用に供することをいう。）を行った場合における当該転換に係る入所定員数については、平成三十六年三月三十一日までの間、療養病床に係る既存の病床の数として算定する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例を公布する。
平成三十年七月四日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第八十四号

東京都国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

東京都国民健康保険財政安定化基金条例（平成二十八年東京都条例第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第十九条」を「附則第二十一条第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例を公布する。
平成三十年七月四日

●東京都条例第八十五号

東京都知事 小 池 百合子

東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

東京都女性福祉資金貸付条例(昭和四十五年東京都条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第四条第十号及び第十一号並びに第十九条第一項第二号中「大学」の下に「、大学院」を加える。

別表修学資金の項限度額の欄中第十三号を第十四号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

- 九 大学院に就学する期間中 月額 一三二、〇〇〇円(博士課程にあつては、一八三、〇〇〇円)

別表就学支度資金の項限度額の欄中「設置する大学」及び「の大学」の下に「、大学院」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都女性福祉資金貸付条例第四条第十号及び第十一号並びに別表の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例を公布する。

平成三十年七月四日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第八十六号

東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例

目次

前文

第一章 総則(第一条―第六条)

第二章 障害を理由とする差別に関する相談及び紛争の防止又は解決のための体制等

第一節 障害を理由とする差別の禁止(第七条)

第二節 障害を理由とする差別に関する相談体制(第八条)

第三節 障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決のための体制(第九条―第十三条)

第四節 調整委員会(第十四条)

第三章 共生社会実現のための基本的施策(第十五条―第十八条)

第四章 雑則(第十九条・第二十条)

附 則

平成十八年、国際連合において、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利に関する条約が採択された。

その後、我が国は、条約の締結に向けて、障害者基本法の改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定等、国内法の整備を進め、平成二十六年、障害者の権利に関する条約を締結した。

しかしながら、今なお、障害及び障害者への誤解や偏見その他理解の不足により、障害者は、日常生活や社会生活の様々な場面において、障害を理由とする不当な差別的取扱いを受け、自立や社会参加が妨げられている。中でも、障害のある女性は、障害を理由とする差別と性に基づく差別という二重の差別を受ける場合がある。これら障害者が日常生活や社会生活で受ける差別や制限は、心身の機能の障害のみならず、社会における様々な障壁によって作り出されているのであって、障壁を取り除くことは社会全体の責任である。

多様性こそが都市としての発展の原動力であるとの認識の下、東京都は、障害及び障害者への都民の理解を深めるとともに、障害を理由とする不当な差別的取扱いを無くし、建設的な対話と合理的配慮の提供を通じ、社会的障壁の除去の取組を進めていかなければならない。

ここに、障害者の権利に関する条約、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等の理念の下、東京に暮らし、東京を訪れる全ての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、東京都（以下「都」という。）が、都民及び事業者の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号。以下「法」という。）第十四条に規定する相談及び紛争の防止又は解決のための体制の整備（以下「体制整備」という。）並びに法第十五条に規定する啓発活動（以下「啓発活動」という。）の実施に関し必要な事項等を定めることにより、障害を理由とする差別を解消し、もって共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害、難病その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 事業者 法第二条第七号に規定する事業者のうち、都の区域内において商業その他の事業を行う者をいう。
- 三 社会的障壁 法第二条第二号に規定する、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

四 共生社会 障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会をいう。

五 障害の社会モデル 障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものとする考え方をいう。

(基本理念)

第三条 障害を理由とする差別の解消は、次に掲げる事項を基本理念（以下「基本理念」という。）として推進するものとする。

一 全て都民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されること。

二 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話等を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会が拡大が図られること。

四 全て障害者は、障害のある女性が障害及び性別による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合等、その性別、年齢等による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた適切な配慮がなされること。

五 障害を理由とする差別の解消は、障害及び障害者に対する誤解、偏見その他理解の不足の解消が重要であることに鑑み、多様な人々により地域社会が構成されているという基本認識の下に、全ての都民が相互理解を進め、障害、障害者及び障害の社会モデルに関する理解を深めることを基本として推進すること。

(都の責務)

第四条 都は、基本理念にのっとり、障害を理由とする差別を解消するため、必要な体制整備を図るものとする。

2 都は、基本理念にのっとり、障害、障害者及び障害の社会モデルについて、都民及び事業者の関心と理解を深め、適切に行動するために必要な啓発活動を行うものとする。

(都民及び事業者の責務)

第五条 都民及び事業者は、基本理念にのっとり、障害、障害者及び障害の社会モデルについて自ら積極的に関心と理解を深めるとともに、都が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(区市町村との連携)

第六条 都は、体制整備及び啓発活動を実施するときは、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）との連携に努めなければならない。

2 都は、区市町村が体制整備及び啓発活動を実施するときは、情報の提供及び技術的

助言その他必要な支援を行うよう努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別に関する相談及び紛争の防止又は解決のための体制等

第一節 障害を理由とする差別の禁止

(障害を理由とする差別の禁止)

第七条 都及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 都及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明(知的障害、発達障害を含む精神障害等により本人による意思の表明が困難な場合には、障害者の家族、介助者等コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明を含む。)があつた場合において、当該障害者と建設的な対話を行い、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢、障害の状態等に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

第二節 障害を理由とする差別に関する相談体制

(広域支援相談員)

第八条 法第十四条の規定による相談に的確に応ずるため、広域支援相談員を置く。

2 広域支援相談員は、障害を理由とする差別の解消に関する知識及び経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 広域支援相談員は、次に掲げる職務を行う。

- 一 障害者及びその家族その他関係者並びに事業者からの障害を理由とする差別に関する相談に応じ、区市町村等と連携して、必要な助言、調査、情報の提供及び関係者間の調整を行うこと。
- 二 区市町村における障害を理由とする差別に関する相談の解決を支援するため、相互の連携を図るとともに、必要な助言、調査、情報の提供及び関係者間の調整を行うこと。

三 障害を理由とする差別に係る相談の情報の収集及び分析を行うこと。

4 広域支援相談員は、前項各号に掲げる職務を公正中立に行わなければならない。

第三節 障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決のための体制(あつせんの求め)

第九条 障害者並びにその家族及び後見人その他障害者を現に保護する者は、第七条各項の規定に違反する取扱いを受けたと認める場合で、第八条第三項の規定により相談を行い、当該相談について広域支援相談員が対応してもなおその解決が見込めないときは、知事に対し、紛争の解決のために必要なあつせんを求めることができる(以下「あつせんの求め」という。)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、あつせんを求めることができない。

- 一 行政庁の処分又は職員の職務の執行に関する場合であつて、他の法令等に基づく不服申立て又は苦情申立て等を行うことができるとき。
- 二 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)に規定する障害者に対する差別の禁止に該当するとき。
- 三 同一の事案について、過去に前項の規定によるあつせんの求めを行ったことがあるとき。
- 四 障害者の家族及び後見人その他障害者を現に保護する者が前項の規定によるあつせんの求めを行う場合において、当該あつせんの求めが当該障害者の意に反するとき。

(事実の調査)

第十条 知事は、前条第一項の規定によるあつせんの求めがあつたときは、その職員(広域支援相談員を含む。この条において同じ。)に、当該あつせんの求めがあつた事案(以下「紛争事案」という。)に係る事実を調査させるものとする。

2 紛争事案の当事者(前条第一項の規定によるあつせんの求めを行った者及び当該あつせんの求めにおいて第七条各項の規定に違反する取扱いを行ったとされた事業者をいう。以下同じ。)その他関係者(以下「関係者」という。)は、正当な理由がある場合を除き、前項の調査に協力しなければならない。

3 第一項の調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。第十一条第五項の規定による調査をする場合も、同様とする。

(あつせん)

第十一条 知事は、前条第一項の調査の結果に基づき、都民への影響が大きい事案であり、紛争事案の解決のために必要があると認められるときは、次項各号に該当する場合を除き、東京都障害を理由とする差別解消のための調整委員会（以下「調整委員会」という。）にあつせんを付託するものとする。

2 調整委員会は、前項の規定によるあつせんの付託があったときは、次に掲げる場合を除き、あつせんを行うものとする。

一 紛争事案について、第九条第一項の規定に基づきあつせんの求めを行った者が、自らあつせんの求めを取り下げよう意思を示した場合等、あつせんの必要がないと認めるとき。

二 紛争事案について、法第十四条の規定に基づき国又は他の地方公共団体が現に紛争の防止又は解決を図っている場合等、あつせんを行うことが適当でない認めるとき。

3 調整委員会は、紛争事案の解決のために必要があると認めるときは、当該紛争事案の当事者及び関係者に対し、必要な調査を行うことができる。

4 第十条第三項前段の規定は、前項の調査について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第十一条第三項」と、「職員」とあるのは「調整委員会の委員」と読み替えるものとする。

5 調整委員会は、必要があると認めるときは、知事に第三項の調査の全部又は一部を行わせることができる。この場合において、知事は、第十条第一項に規定する職員に当該調査を行わせるものとする。

6 紛争事案の当事者及び関係者は、正当な理由がある場合を除き、第三項の規定による調査（前項の規定により知事その全部又は一部を行う場合を含む。次条において同じ。）に協力しなければならない。

7 調整委員会は、紛争事案の解決のため必要なあつせん案を作成し、これを紛争事案

の当事者に提示するものとする。

8 あつせんは、次のいずれかに該当したときは、終了する。

一 あつせんにより紛争事案が解決したとき。

二 あつせんによつては紛争事案の解決の見込みがないと認めるとき。

9 調整委員会は、第二項各号に該当する場合としてあつせんを行わないこととしたとき又は前項の規定によりあつせんを終了したときは、その旨を知事に報告するものとする。

(勧告)

第十二条 調整委員会は、知事に対し、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者に対して、障害を理由とする差別の解消に必要な措置を講ずるよう勧告を求めることができる。

一 前条第二項の規定によりあつせんを行った場合において、当該事業者が、正当な理由なく、あつせん案を受諾せず、又は受諾したあつせん案に従わず、これを放置することが障害を理由とする差別の解消の推進に著しい支障があると認められるとき。

二 当該事業者が、正当な理由なく前条第三項の調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

三 前条第三項の調査に対し、当該事業者が虚偽の資料を提出し、又は虚偽の説明を行ったとき。

2 知事は、前項の規定による勧告の求めがあった場合において、必要があると認めるときは、当該事業者に対して、障害を理由とする差別の解消に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第十三条 知事は、前条第二項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表に当たっては、あらかじめ、当該勧告を受けた事業者に対し、公表をしようとする旨を通知し、当該事業者又はその代理人の出席を求め、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

3 知事は、第一項の規定による公表に当たっては、あらかじめ、第九条第一項の規定によるあっせんの求めを行った者及び調整委員会の意見を聴くことができる。

第四節 調整委員会

(調整委員会)

第十四条 あっせんの求めがあつた事案の解決を図るため、公正中立な調査審議及びあっせんを行う知事の附属機関として、調整委員会を置く。

2 調整委員会は、紛争事案の公正中立な調査審議及びあっせんを行うことができ、障害者の権利擁護について優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する十五名以内の委員で組織する。

3 委員の任期は二年とし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、非常勤とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 第二項から前項までに定めるもののほか、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

第三章 共生社会実現のための基本的施策

(情報保障の推進)

第十五条 都は、障害者が円滑に情報を取得し、意思疎通ができるようになることは、障害者だけでなく都民及び事業者にとつても必要であるという認識に基づき、手話、筆談、点字、拡大文字、読み上げ、分かりやすい表現その他障害者が分かりやすく利用しやすい方法(以下「障害者に配慮した方法」という。)による情報の提供が普及するよう必要な施策を講ずるものとする。

2 都は、関係機関と連携し、意思疎通を仲介する者の養成のために必要な施策を講ずるものとする。

3 都は、障害者が都政に関する情報を速やかに得ることができるよう、可能な限り、障害者に配慮した方法によって情報の提供を行うものとする。

(言語としての手話の普及)

第十六条 都は、独自の文法を持つ手話は一つの言語であるという認識に基づき、都民及び事業者において言語としての手話の認識を広げるとともに、手話の利用が普及するよう必要な施策を講ずるものとする。

(教育の推進)

第十七条 都は、障害、障害者及び障害の社会モデルに関する正しい知識を持つための教育が行われるよう、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(事業者による取組の支援)

第十八条 都は、事業者による共生社会の実現に向けた自主的な取組を促進するため、先進事例の収集及び公表その他の情報の提供並びに技術的助言並びに障害者と事業者との連携の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

第四章 雑則

(委任)

第十九条 この条例の施行に関し必要な事項は、東京都規則で定める。

(罰則)

第二十条 第十四条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則

1 この条例は、平成三十年十月一日から施行する。

2 都は、社会環境の変化及びこの条例の規定の施行の状況その他障害を理由とする差別の解消の推進の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

東京都営空港条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十年七月四日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第八十七号

東京都営空港条例の一部を改正する条例

東京都営空港条例(昭和三十七年東京都条例第五十三号)の一部を次のように改正す

る。

第十四条の次に次の一条を加える。

(生活再建支援の措置)

第十四条の二 知事は、空港から離陸した航空機又は空港に着陸する予定の航空機がその離陸の日又は着陸の予定日に東京都の区域内に墜落した場合、当該墜落によつて住宅が損壊した住民に対し、当該住宅の建替え及び修繕その他の生活再建を支援するための資金を支給できるよう所要の措置を講ずるものとする。

別表第一 一の項イ(2)の次に次のように加える。

(3) 第十四条の二に規定する措置に必要な経費(以下「措置経費」という。)として、三百円

別表第一 一の項口中「航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額」を「次に掲げる金額に、措置経費として三百円を加えて得た金額」に改め、同項ロ(2)中「航空機」の下に「については、航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額」を加える。

別表第三を次のように改める。

別表第三(第十二条関係)

第十二条第二項の規定の適用を受ける航空機に係る着陸料

一 ターボジェット発動機を装備する航空機については、航空機の着陸一回ごとに、次に掲げる金額の合計額とする。

イ 航空機の重量の区分に応じて別表第一 一の項イの着陸料の規定を適用して計算して得た金額から同項イ(3)の金額を除いた金額の六分の一に相当する金額
(二円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下同じ。)

ロ 措置経費として、三百円

二 その他の航空機については、航空機の着陸一回ごとに、次に掲げる金額に措置経費として三百円を加えて得た金額とする。

イ 六トン以下の航空機については、当該重量に対し六十二円

ロ 六トンを超える航空機については、航空機の重量の区分に応じて別表第一

一の項ロ(2)の着陸料の規定を適用して計算して得た金額の八分の一に相当する金額

附則

この条例は、平成三十年八月一日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001